

問12 (問11で「1」と答えた方【149名】にお聞きしました。)

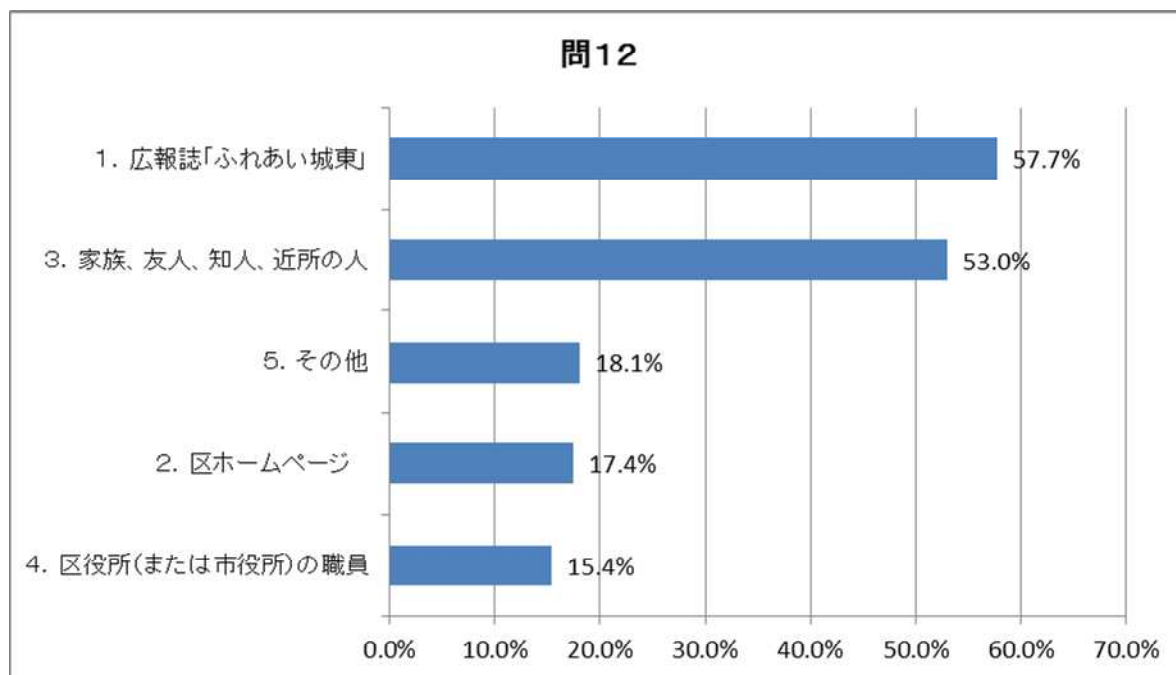
その情報を何で知りましたか。

(あてはまるものすべてお選びください)

1. 広報誌「ふれあい城東」	57.7%	【86】
2. 区ホームページ	17.4%	【26】
3. 家族、友人、知人、近所の人	53.0%	【79】
4. 区役所(または市役所)の職員	15.4%	【23】
5. その他	18.1%	【27】

n = 149

回答総数【241】



【全体的傾向】

問11で「1」と答えた方にその情報を何で知りましたかとたずねたところ、「広報誌『ふれあい城東』」(57.7%)、「家族、友人、知人、近所の人」(53.0%)が多い順となっています。

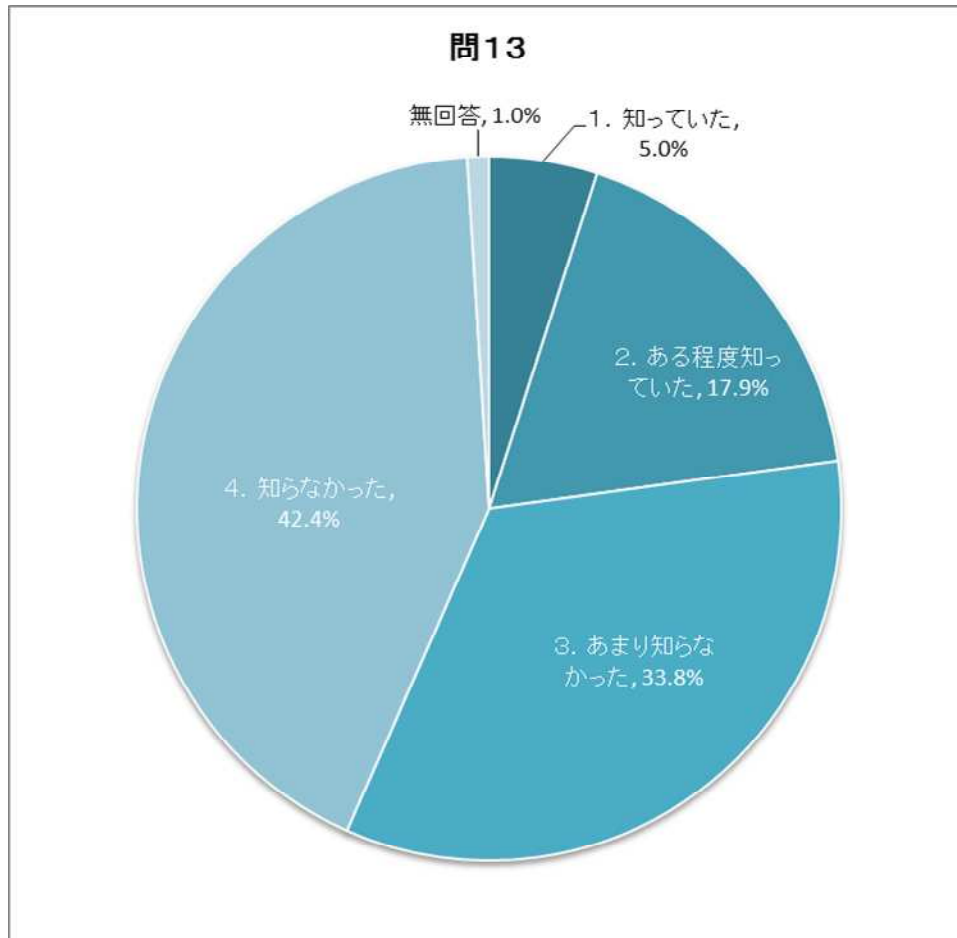
「その他」(18.1%)の回答では、「建設現場の前を通った」、「新庁舎の近くに住んでいる」、「住民投票の資料」などの記載がありました。

問13 城東区では、毎年度重点的な取組を「区運営方針」として作成し、その方針に基づき事業を実施し、予算編成を行っています。区運営方針を知っていましたか。

(1つ選んでください)

1. 知っていた	5.0%	【15】
2. ある程度知っていた	17.9%	【54】
3. あまり知らなかった	33.8%	【102】
4. 知らなかった	42.4%	【128】
無回答	1.0%	【3】

n = 302



【全体的傾向】

区運営方針について知っていますかとたずねたところ、4割の方が「知らなかった」(42.4%)と答えています。反対に「知っていた」(5.0%)、「ある程度知っていた」(17.9%)をあわせた2割の方(22.9%)は知っていると答えています。

【属性別傾向】

年代別で見ると、20歳代以下、30歳代で「知らなかった」と答えた方の割合が特に高い結果となっています。(20歳代以下 61.9%、30歳代 58.3%、40歳代 47.4%、50歳代 44.7%、60歳以上 31.2%)。(別紙 第3回アンケート基礎データ参照)

問14 (問13で「1」～「2」と答えた方【69名】にお聞きしました。)

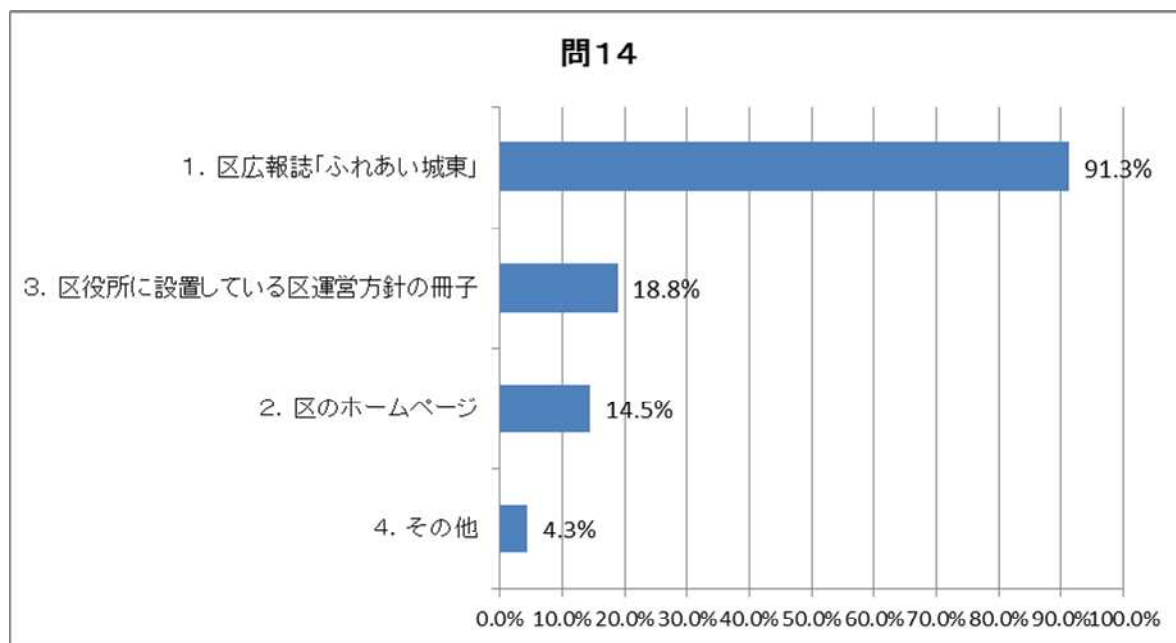
区運営方針についてどのような手段で知りましたか。

(あてはまるものすべてお選びください)

1. 区広報誌「ふれあい城東」	91.3%	【63】
2. 区ホームページ	14.5%	【10】
3. 区役所に設置している区運営方針の冊子	18.8%	【13】
4. その他	4.3%	【3】

n = 69

回答総数【89】



【全体的傾向】

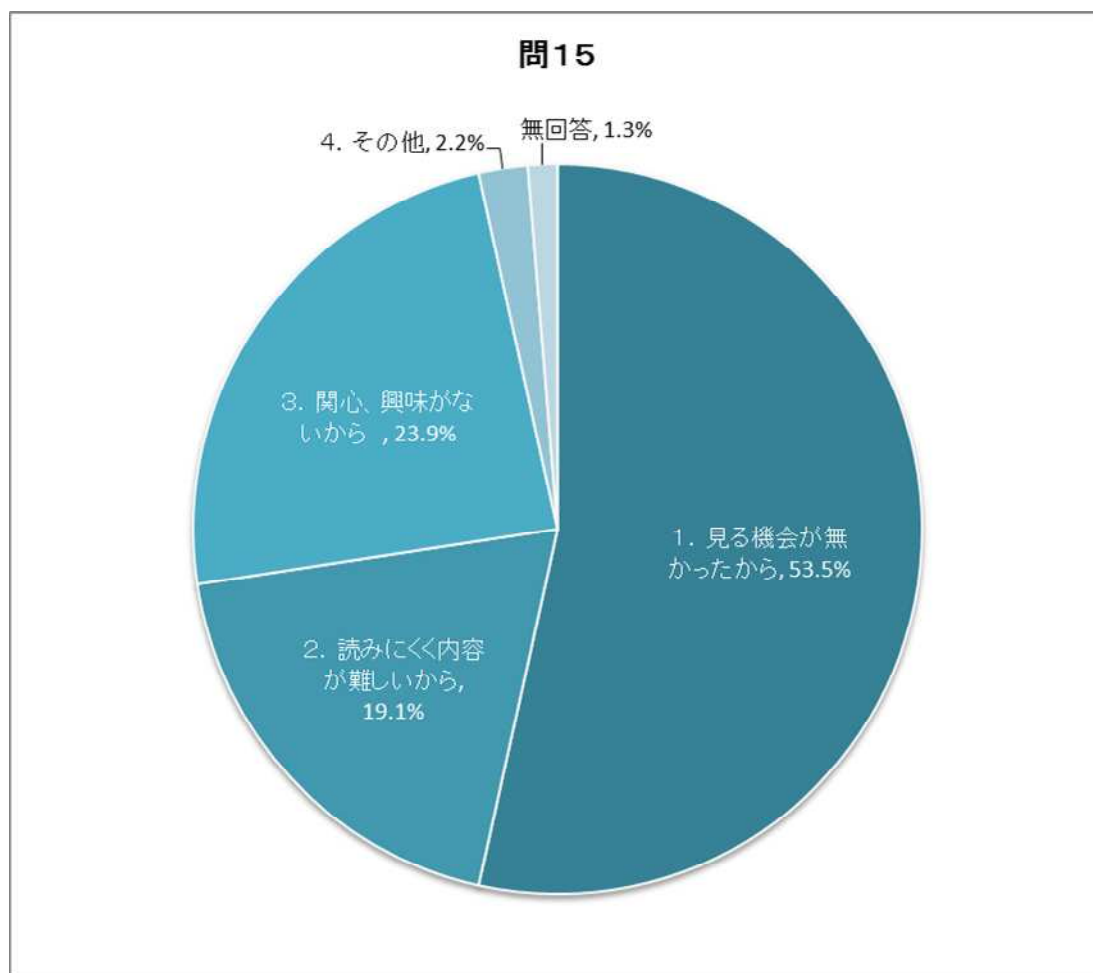
問13で「1」～「2」と答えた方に区運営方針についてどのような手段で知りましたかとたずねたところ、「区広報誌『ふれあい城東』」(91.3%)、次に「区役所に設置している区運営方針の冊子」(18.8%)となっています。

問15 (問13で「3」～「4」と答えた方【230名】にお聞きしました。)

知らなかった主な理由を次の中からお選びください。(1つ選んでください)

1. 見る機会が無かったから	53.5%	【123】
2. 読みにくく内容が難しいから	19.1%	【44】
3. 関心、興味がないから	23.9%	【55】
4. その他	2.2%	【5】
無回答	1.3%	【3】

n = 230



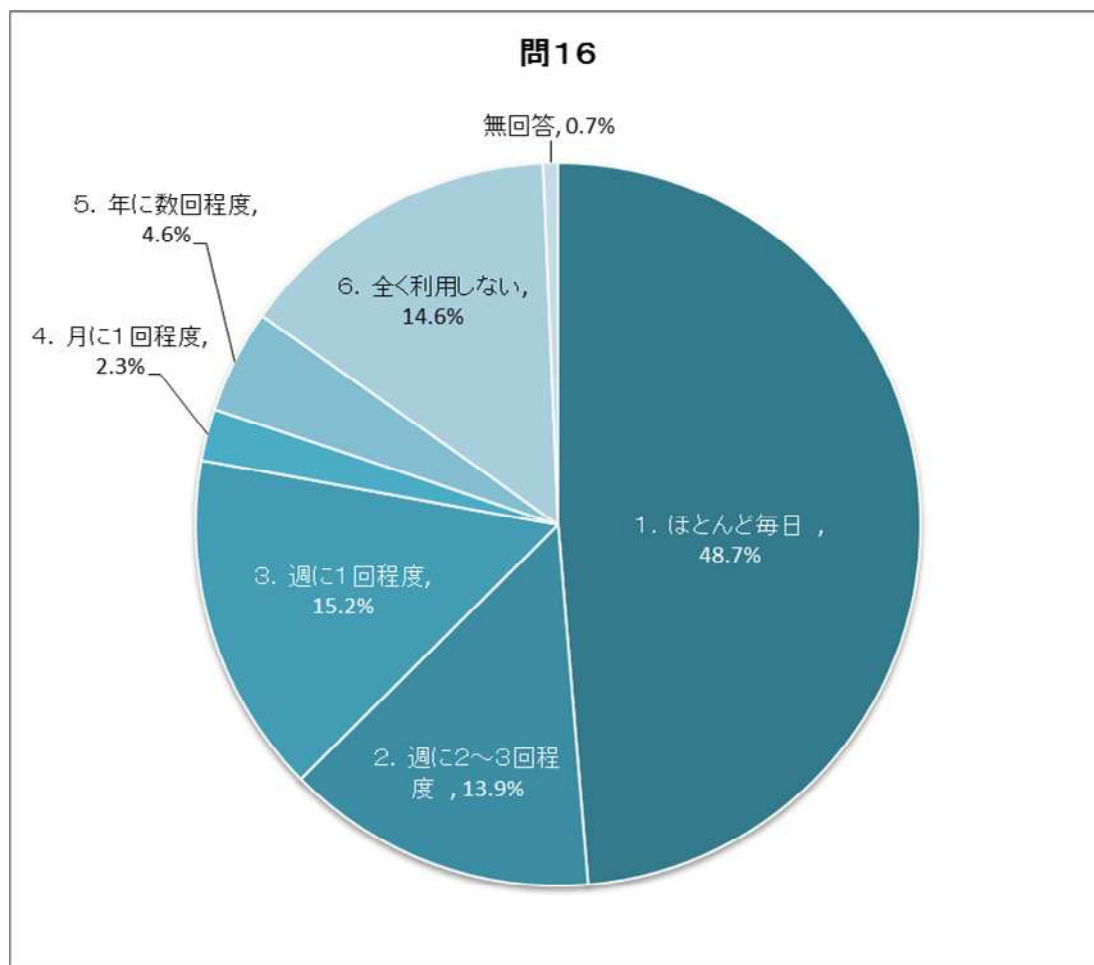
#### 【全体的傾向】

問13で「3」～「4」と答えた方に知らなかった主な理由についてたずねたところ、5割強の方が「見る機会が無かったから」(53.5%)と答えています。2割の方は「関心、興味がないから」(23.9%)、そして2割の方が「読みにくく内容が難しいから」(19.1%)と答えています。

問16 あなたは、普段、自転車をどのくらいの頻度で利用しますか。(1つ選んでください)

1. ほとんど毎日	48.7%	【147】
2. 週に2～3回程度	13.9%	【42】
3. 週に1回程度	15.2%	【46】
4. 月に1回程度	2.3%	【7】
5. 年に数回程度	4.6%	【14】
6. 全く利用しない	14.6%	【44】
無回答	0.7%	【2】

n = 302



【全体的傾向】

普段、自転車をどのくらいの頻度で利用しますかとたずねたところ、5割の方が「ほとんど毎日」(48.7%)と答えています。また、1割以上の方は「全く利用しない」(14.6%)と答えています。

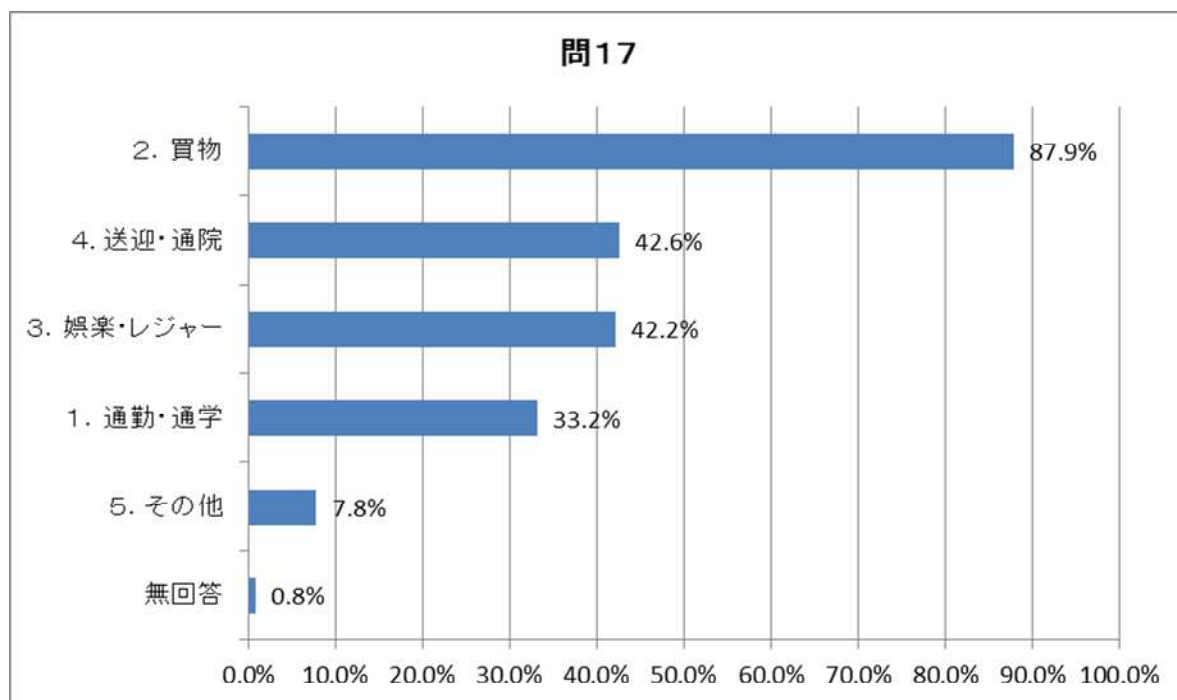
問17 (問16で「1」～「5」と答えた方【256名】にお聞きしました。)

あなたは、どのような目的で自転車を利用しますか。

(あてはまるものすべてお選びください)

1. 通勤・通学	33.2%	【85】
2. 買物	87.9%	【225】
3. 娯楽・レジャー	42.2%	【108】
4. 送迎・通院	42.6%	【109】
5. その他	7.8%	【20】
無回答	0.8%	【2】

n = 256



【全体的傾向】

問16で「1」～「5」と答えた方にどのような目的で自転車を利用しますかとたずねたところ、「買物」(87.9%)、「送迎・通院」(42.6%)、「娯楽・レジャー」(42.2%)が多い順となっています。

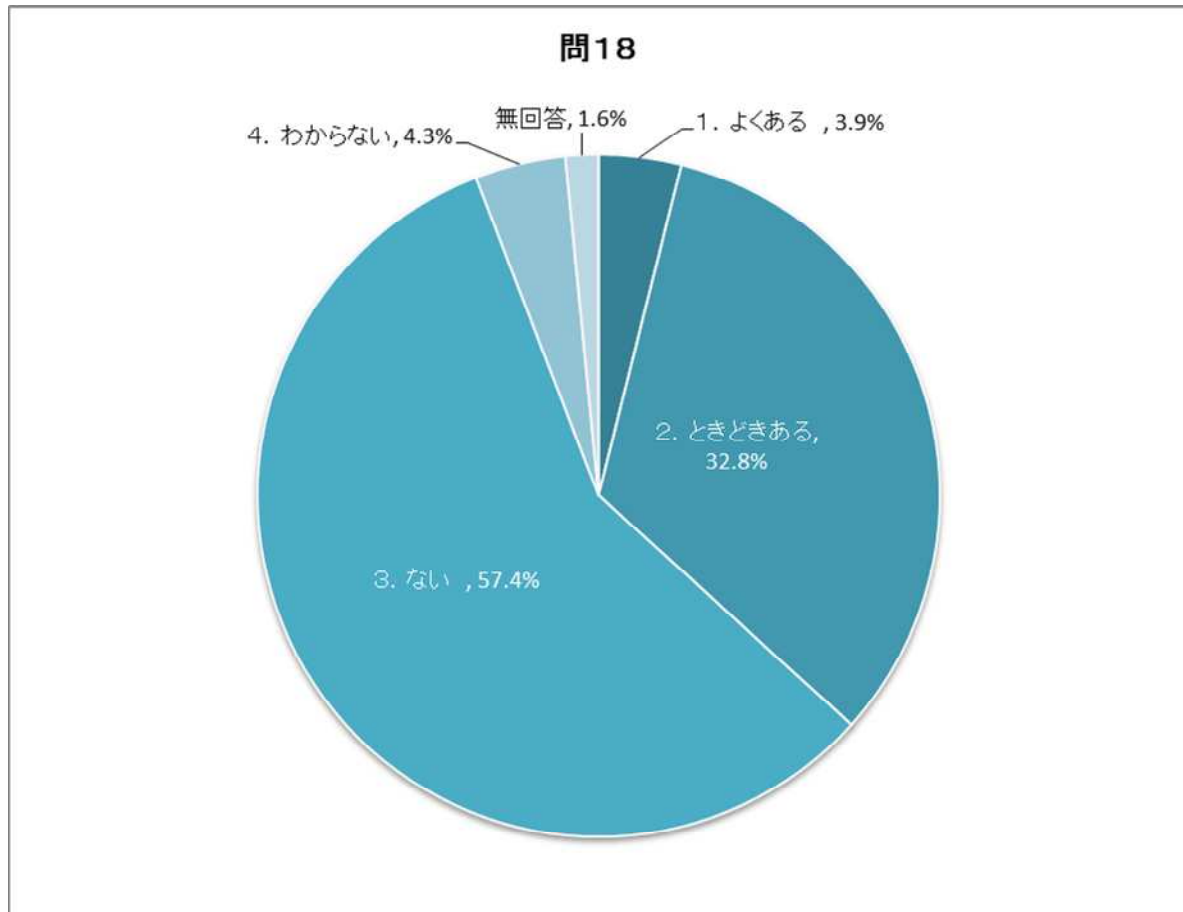
「その他」(7.8%)の回答には、「仕事」などの記載がありました。

問18 (問16で「1」～「5」と答えた方【256名】にお聞きしました。)

あなたは、この1年間に城東区内で放置自転車禁止区域において駐車してもよい場所以外に駐輪したことがありますか。(1つ選んでください)

1.よくある	3.9%	【10】
2.ときどきある	32.8%	【84】
3.ない	57.4%	【147】
4.わからない	4.3%	【11】
無回答	1.6%	【4】

n = 256



#### 【全体的傾向】

問16で「1」～「5」と答えた方にこの1年間に城東区内で放置自転車禁止区域において駐車してもよい場所以外に駐輪したことがありますかとたずねたところ、6割の方は「ない」と答えています。また、「よくある」(3.9%)と「ときどきある」(32.8%)をあわせた4割の方は「ある」と答えています。

#### 【属性別傾向】

年代別で見ると、20歳代以下では「ない」と答えた割合が低い結果となっています。(20歳代以下 28.6%、30歳代 53.2%、40歳代 62.7%、50歳代 54.8%、60歳以上 63.2%) (別紙 第3回アンケート基礎データ参照)

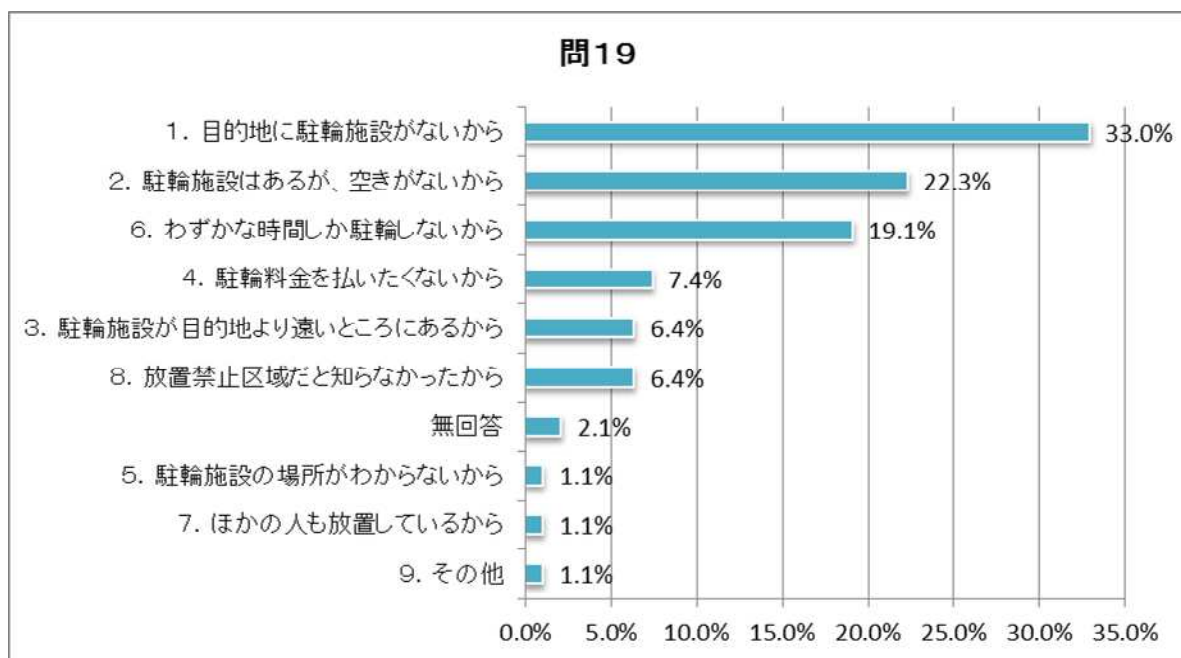
問19 (問18で「1」～「2」と答えた方【94名】にお聞きしました。)

その主な理由は何ですか。

(主なもの3つまで選んでください)

1. 目的地に駐輪施設がないから	33.0%	【31】
2. 駐輪施設はあるが、空きがないから	22.3%	【21】
3. 駐輪施設が目的地より遠いところにあるから	6.4%	【6】
4. 駐輪料金を払いたくないから	7.4%	【7】
5. 駐輪施設の場所がわからないから	1.1%	【1】
6. わずかな時間しか駐輪しないから	19.1%	【18】
7. ほかの人も放置しているから	1.1%	【1】
8. 放置禁止区域だと知らなかったから	6.4%	【6】
9. その他	1.1%	【1】
無回答	2.1%	【2】

n = 94



#### 【全体的傾向】

問18で「1」～「5」と答えた方にその主な理由についてたずねたところ、「目的地に駐輪施設がないから」(33.0%)、「駐輪施設はあるが、空きがないから」(22.3%)、「わずかな時間しか駐輪しないから」(19.1%)が多い順となっています。

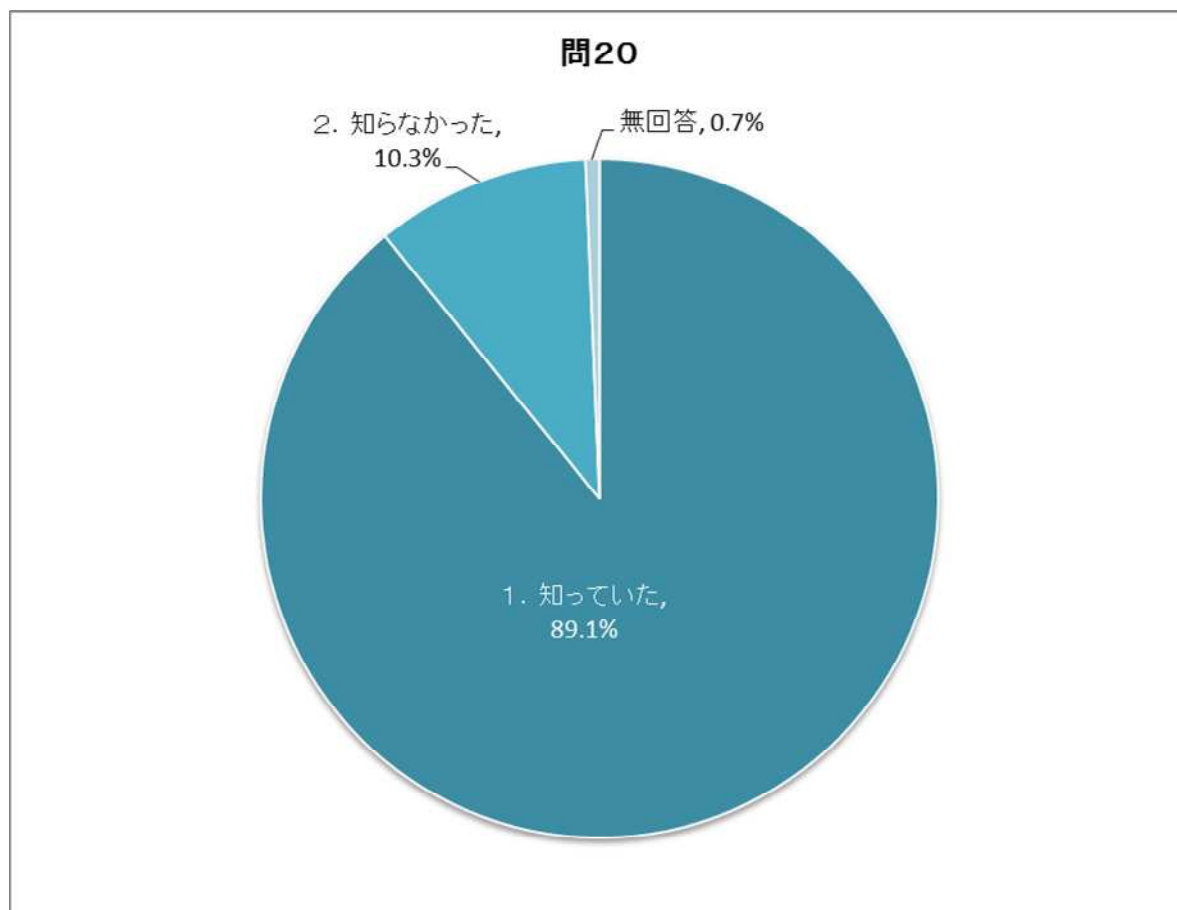


問20 平成27年6月に道路交通法が改正され、ルール違反を繰り返す自転車運転者に「自転車運転者講習」が義務づけられました。そのことを知っていましたか。

(1つ選んでください)

1. 知っていた	89.1%	【269】
2. 知らなかった	10.3%	【31】
無回答	0.7%	【2】

n = 302



【全体的傾向】

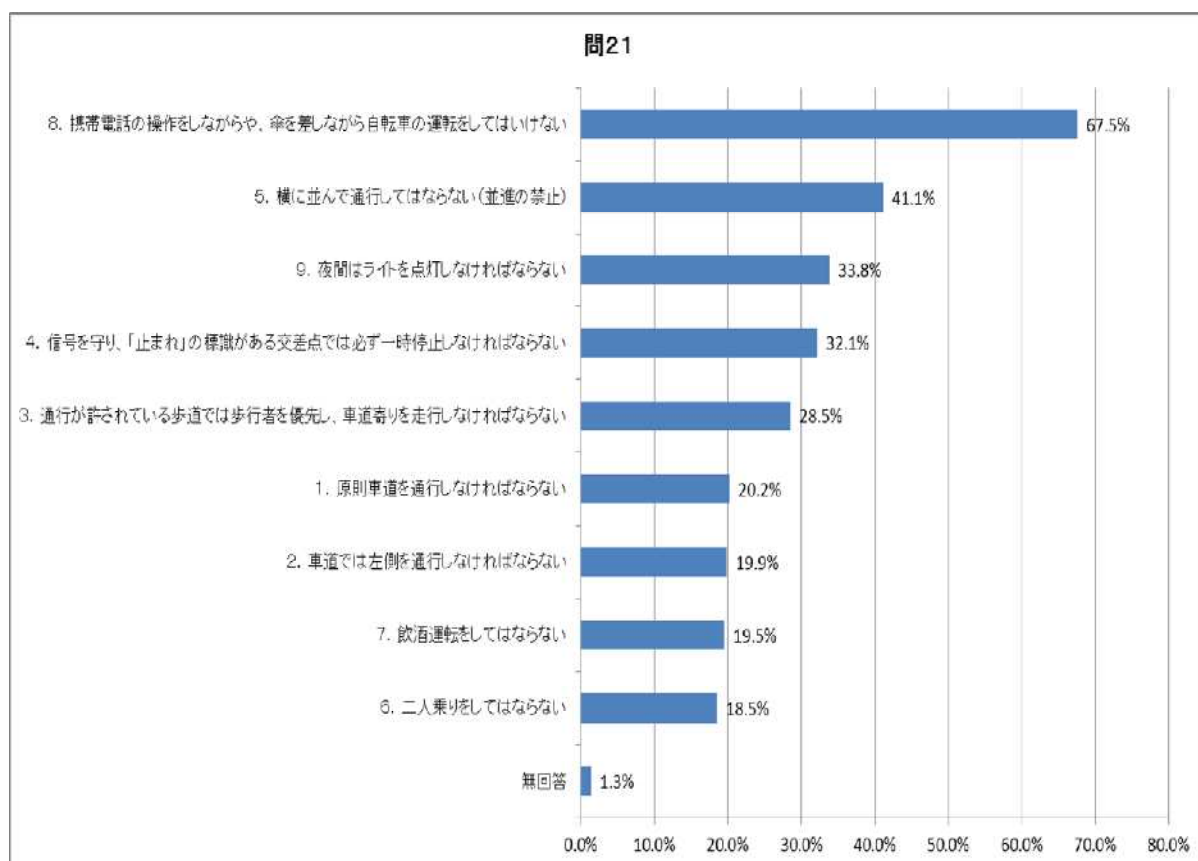
平成27年6月に道路交通法が改正され、ルール違反を繰り返す自転車運転者に「自転車運転者講習」が義務づけられました。そのことを知っていましたかとたずねたところ、9割の方は「知っていた」(89.1%)と答えています。

問 2 1 下記の事項は自転車運転者のルールですが、あなたが特に対策が必要と感じるルールをお答えください。  
(主なもの3つまで選んでください)

- |  |       |       |
|--|-------|-------|
| 1. 原則車道を通行しなければならない                      | 20.2% | 【61】  |
| 2. 車道では左側を通行しなければならない                    | 19.9% | 【60】  |
| 3. 通行が許されている歩道では歩行者を優先し、車道寄りを走行しなければならない | 28.5% | 【86】  |
| 4. 信号を守り、「止まれ」の標識がある交差点では必ず一時停止しなければならない | 32.1% | 【97】  |
| 5. 横に並んで通行してはならない(並進の禁止)                 | 41.1% | 【124】 |
| 6. 二人乗りをしてはならない                          | 18.5% | 【56】  |
| 7. 飲酒運転をしてはならない                          | 19.5% | 【59】  |
| 8. 携帯電話の操作をしながらや、傘を差しながら自転車の運転をしてはいけない   | 67.5% | 【204】 |
| 9. 夜間はライトを点灯しなければならない                    | 33.8% | 【102】 |
| 無回答                                      | 1.3%  | 【4】   |

n = 302

回答総数【853】



【全体的傾向】

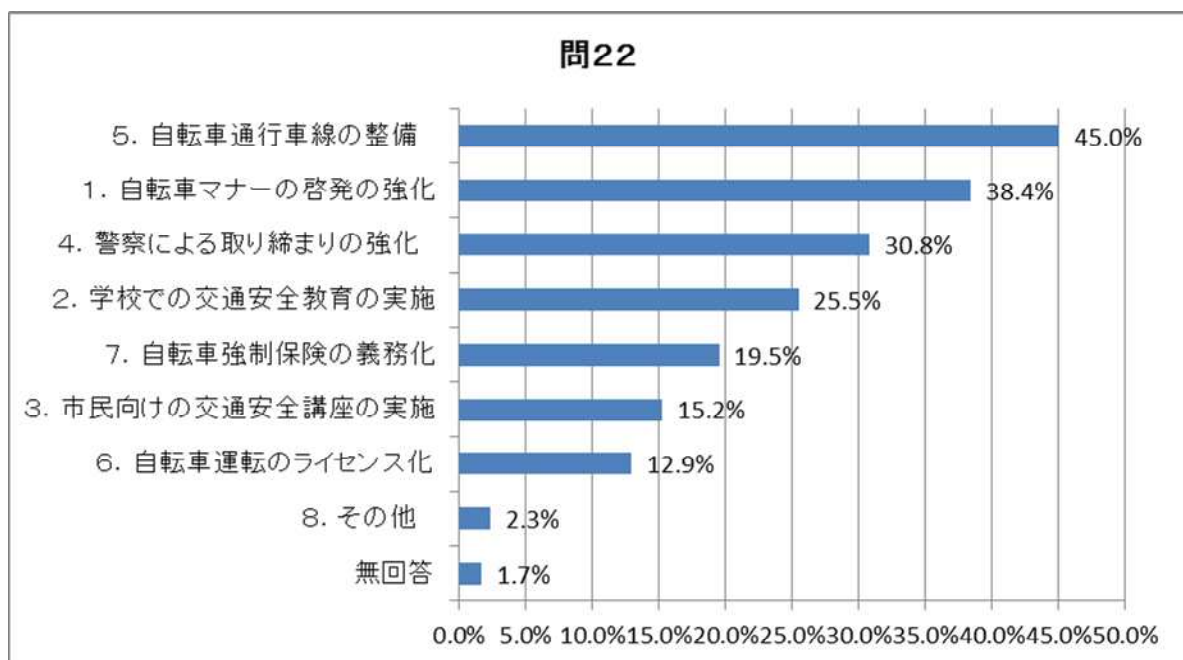
自転車運転者のルールについて、特に対策が必要と感じるルールについてたずねたところ、「携帯電話の操作をしながらや、傘を差しながら自転車の運転をしてはいけない」(67.5%)、「横に並んで通行してはならない(並進の禁止)」(41.1%)、「夜間はライトを点灯しなければならない」(33.8%)が多い順となっています。

問 2 2 快適な自転車の利用のために、あなたが必要と考える取組みをお選びください。  
 (主なもの2つまで選んでください)

1. 自転車マナーの啓発の強化	38.4%	【116】
2. 学校での交通安全教育の実施	25.5%	【77】
3. 市民向けの交通安全講座の実施	15.2%	【46】
4. 警察による取り締まりの強化	30.8%	【93】
5. 自転車通行車線の整備	45.0%	【136】
6. 自転車運転のライセンス化	12.9%	【39】
7. 自転車強制保険の義務化	19.5%	【59】
8. その他	2.3%	【7】
無回答	1.7%	【5】

n = 302

回答総数【578】



**【全体的傾向】**

快適な自転車の利用のために、あなたが必要と考える取組みについてとたずねたところ、「自転車通行車線の整備」(45.0%)、「自転車マナーの啓発の強化」(38.4%)、「警察による取り締まりの強化」(30.8%)が多い順となっています。

「その他」(2.3%)の回答では、「自転車は車両なので自転車駐車禁止区域を区内すべてに拡大するべき。」など記載がありました。

### 【3】調査結果を受けて

#### (広報)

区役所からの情報に関して、6割の方は区広報誌「ふれあい城東」(以下「広報誌」)から情報を入手していると答えています。

広報誌をどの程度読んでいるかについて、半数の方が「毎月ほとんどの記事を読んでいる」、「興味のある記事を中心に読んでいる」と答えているのに対して、2割の方は「ほとんど読まない、または読んだことがない」と答えています。

あわせて「ほとんど読まない、または読んだことがない」方に理由をたずねたところ、半数近くの方は「区広報誌が折り込まれている新聞を購読していない」、また3割の方は「読みたいが入手する方法が分からない」と答えています。現在、区役所では希望があれば無料で個別配付を行っていますが、その入手方法の周知を図っていく必要があります。

区広報誌を平成27年5月からA4冊子版にリニューアルしましたが、新しい広報誌について7割以上の方は良くなったと答えています。

区広報誌で充実してほしい内容については、「イベント・講座(生涯学習、文化、スポーツなど)」と答えた割合が一番多い結果となっています。

#### (区役所)

区役所の業務に関して、まず初めに区民モニターの8割強の方が、この1年間に1度は区役所に訪れています。その用件としては、「住民票・戸籍・転入出(1階)」(52.8%)、次いで「選挙(期日前・不在者投票)(1階)」(40.6%)、「国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金(1階)」(38.6%)となっています。

次に、区役所で金曜日の時間延長や日曜開庁に関して、3割の方は「どちらも知っている」と答えています、「どちらも知らない」と答えた方も3割いることがわかりました。

利用状況では、9割の方は利用したことがないと答えています。また、今後の利用については、約半数の方が、どちらかは利用すると思うと答えています。また、4割の方は、どちらかわからないと答えています。

なお、区役所新庁舎が、平成28年1月末に完成(予定)することを知っていますかとたずねたところ、半数の方は「知っていた」と答えています。

次に、区運営方針についておたずねしたところ、「知っていた」と「ある程度知っていた」をあわせた2割程度の方しかいませんでした。なお、知らなかった理由では「見る機会が無かったから」と答えた割合が一番多い結果となっていました。

これらをふまえ、区政運営の推進に向け、区役所が取り組む方向性や情報について、より多くの区民の方にお伝えできるよう、情報の発信・伝達方法を工夫していく必要があります。

#### (自転車マナー)

自転車の利用に関して、半数の方は「ほとんど毎日」利用していることがわかりました。その利用目的は、「買物」と答えた割合が一番多い結果となっています。

自転車を利用されている方に、この1年間に放置自転車禁止区域の駐車してもよい場所以外に駐輪したことがあるかとたずねたところ、「よくある」と「ときどきある」をあわせた4割の方はあると答えています。あると答えた理由では、「目的地に駐輪施設がないから」、「駐輪施設はあるが、空きがないから」と答えた割合が一番多い結果となっていました。

次に、道路交通法が平成27年6月に改正され、「自転車運転者講習」が義務づけられたことについてたずねたところ9割の方は知っていたと答えています。

あわせて、自転車運転者のルールについて特に必要と感じるルールをたずねたところ、「携帯

電話の操作をしながらや、傘を差しながら自転車の運転をしてはいけない」と答えた割合が一番多い結果となっていました。また、快適な自転車の利用のために必要と考える取組みについては、「自転車通行車線の整備」(45.0%)、「自転車マナーの啓発の強化」(38.4%)、「警察による取り締まりの強化」(30.8%)となっています。快適な自転車の利用のためには、設備や利用者意識の啓発、規制といったハード、ソフト両面からの取組みが必要です。

担当 城東区役所総務課（総合企画）

電話 06 - 6930 - 9683